平成２１年（フ）第２０７号
新潟県見附市明晶町2063番地１、前住所新潟県見附市学校町２丁目９番35号
債務者　板垣美代子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２４１号
愛知県豊橋市三ノ輪町３丁目55番地　202
債務者　梶原　　彌
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２４２号
愛知県豊橋市三ノ輪町３丁目55番地　202
債務者　梶原　美幸
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２４３号
愛知県豊橋市三ノ輪町３丁目55番地　202
債務者　梶原　　徹
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２８３号
愛知県蒲郡市形原町西中畑４番地14
債務者　斎藤しげる
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３６７号
岡山県倉敷市玉島上成302番地１
債務者　大石　ユカ（旧姓本原）
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第７４２号
北九州市若松区大字畠田925番地１
債務者　平山　信義
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第２４５号
茨城県土浦市木田余西台８番62号
債務者　長島　大輔
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２５６号
茨城県かすみがうら市戸崎1321番地
債務者　中島ゆかり
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１１５２号
埼玉県上尾市本町５丁目６番19号
債務者　池谷　一彦
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１７５号
さいたま市南区松本２丁目19番５号102
債務者　羽田　晴久
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２１４号
埼玉県北葛飾郡鷲宮町大字上内478番地　わし宮団地１街区24棟302号
債務者　武井　恭子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２２２号
さいたま市中央区本町東３丁目８番25号　片山コーポ２Ｆ、旧住所さいたま市中央区本町東４丁目２番１号　アメニティハウス203号
債務者　草野　光雄
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２５７号
埼玉県新座市野寺２丁目８番１―408号
債務者　永作　真由（旧姓樋口）
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３１５号
さいたま市北区宮原町３―19―２　コーポナガイ203　安方、住民票上の住所さいたま市北区宮原町２丁目112番地５　ロータリーパレス宮原206号
債務者　玉川　善孝
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３７３号
埼玉県越谷市七左町４丁目110番地
債務者　安間　富子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５０７号
埼玉県坂戸市末広町13番地　64―206
債務者　小林　諒平
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５３９号
埼玉県所沢市上新井５丁目12番地の１　西所沢パークハイツＤ―102、前住所埼玉県所沢市緑町１丁目６番10―409号
債務者　有松可奈子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部